無 担 保 住 宅 ロ ー ン（会員以外の方）

2025年4月1日現在

1. 資 金 使 途	ⅰ自宅のリフォーム全般に関する資金（ただし、自己居住用で本人または同居家族所有物件とする） ⅱ他金融機関住宅ローンの借換資金 ⅲ住宅購入関連資金の一部（太陽光発電設備費用、給湯機器購入費用等） ⅳ住宅購入に伴う諸費用（登記費用、引越費用、仲介手数料、家具等） ⅴ空き家の解体費用（解体費用、整地費用、付帯費用等） なお、ⅱ～ⅳの対象住宅は、自己居住用で本人名義（共有名義含む）の物件とします。 また、ⅴの対象住宅は本人または2親等以内の親族名義の物件とし、転売目的および事業性用途として使用している建物の解体は除きます。
2. 貸 出 形 式	・証書貸付
3. 貸 出 金 額	・10万円以上2,000万円以内（1万円単位） なお、借換の場合、借換対象ローンの残高以内とします
4. 貸 出 期 間	・20年以内
5. 借 入 資 格	・申込時満18歳以上で、完済時満76歳未満の方 ・保証機関の保証を受けられること
6. 貸 出 金 利 (1)利　率 (2)利率の見直し (3)返済額等の変更	 ・当金庫所定の利率を適用します。（変動金利） ・年2回、6カ月に1度、労金無担保貸出基準金利を基準金利として利率の見直しを行います。 ・利率が変更された場合、店頭掲示または書面により通知します。 ・利率の変更の都度、返済額を見直します。 なお、見直し後の返済額が見直し前の返済額より少ない場合は、原則として返済額を見直さず、最終期日を繰り上げます。
7. 返 済 方 式	・元利均等月賦償還または元利均等月賦半年賦併用償還 元利均等償還とは、貸出期間を通じて元金と利息の合計額が均等となるよう計算された一定額を毎回支払う方式をいいます。 毎月１回返済を行う「月賦償還」、月賦償還と半年に１回返済を行う半年賦償還とを組み合わせた「月賦半年賦併用償還」があります。
8. 保　　証	・㈱オリエントコーポレーション ただし、連帯保証人が必要な場合があります。
9. 保 証 料 等 (1)保証料 (2)手数料	 ・保証料は当金庫が負担いたします。 ・不　要
10. 担　　保	・不　要
11. ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ	・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：中国労働金庫 お客さま相談窓口】0120-86-3760 受付時間　　平日　　午前9時～午後6時 （土日祝日・振替休日・12月31日～1月3日は休業） なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https://www.chugoku.rokin.or.jp

12.第三者機関に問題解決を相談したい場合	・弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。 なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。 【窓口：(一社) 全国労働金庫協会　ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間　　平日　　午前9時～午後5時 【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031、第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588、第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249 ※　仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https://www.chugoku.rokin.or.jp

ろうきん

※　金利情報については、窓口にお問い合わせください。

※　返済額についてご希望がありましたら試算いたしますので、店頭にてお気軽にご相談ください。